

# 登別市のオープンデータ運用に関するガイドライン

本ガイドラインは、登別市においてオープンデータを運用するにあたって、その方針を示すものである。

なお、オープンデータの利用については、北海道オープンデータプラットフォームサイトに定められている「北海道オープンデータプラットフォーム利用規約」に準ずるものとする。

## 第1章 定義

### 1 オープンデータの定義

オープンデータとは、二次利用可能でかつ、機械判読可能な公共データを指す。

### 2 オープンデータサイトの定義

オープンデータサイトとは、北海道オープンデータポータルサイトを指す。

## 第2章 オープンデータサイトの運用基準

### 1 データの公開方法

北海道オープンデータポータルサイトにデータを公開する。

### 2 データの選定

公開するデータは原則としてデジタル庁が定めた推奨データセットを対象とする。

また、市民・事業者等のニーズに基づいた上で、有益・有用なデータがある場合はこの限りではない。

ただし、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約があるなどの理由により二次利用が認められない情報及び北海道オープンデータポータルサイトの利用規約に反するデータは含めない。

### 3 公開データの形式

データの形式は、XLSX、CSV、PDF、XML(ExtensibleMarkupLanguage)及びRDF(Resource Description Framework)のいずれかの形式で公開を行うこととする。

### 4 二次利用に関するルール

公開データには「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0」を適用する。

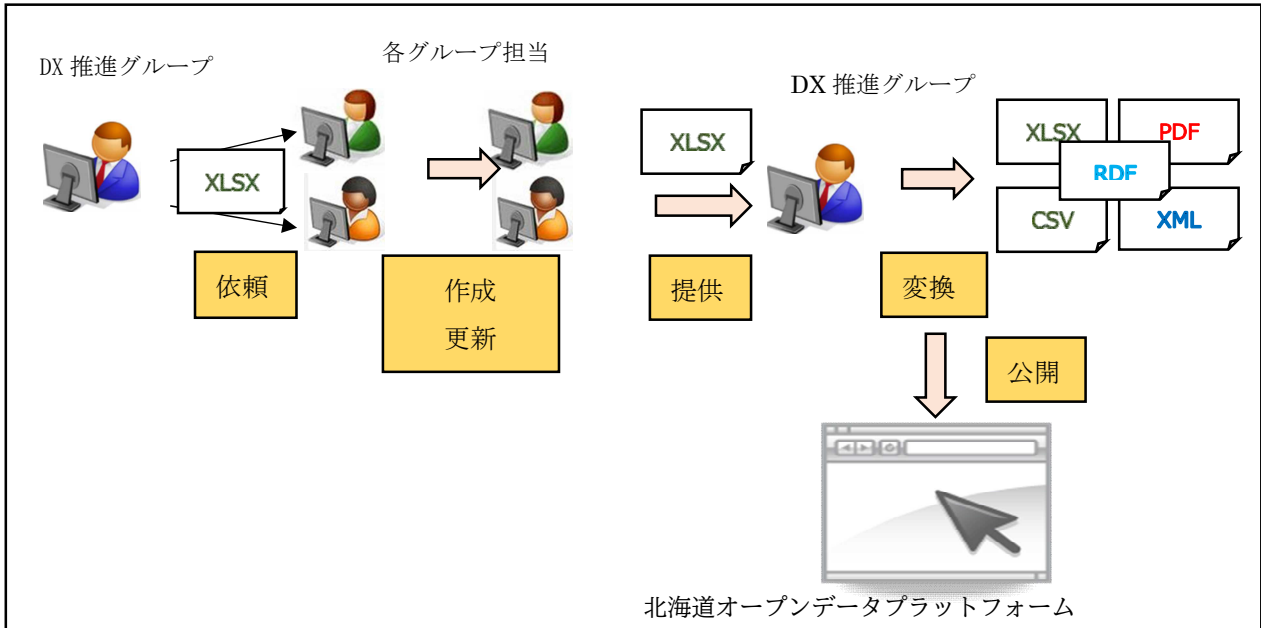
## 第3章 オープンデータの運用ルール

### 1 データ作成・更新手順について

公開するデータの作成及び更新手順については次頁のとおりとする。

- (1) DX 推進グループから各グループ担当に対し、データの作成・更新を依頼する。
- (2) 各グループ担当においてデータを作成し、DX 推進グループに対しデータを提供する。
- (3) DX 推進グループにおいてデータを整えた上で、北海道オープンデータプラットフォームに公開する。

※データ作成・更更新手順に係るイメージ



※XLSXはMicrosoft Office Excel及びJUST Calc等から出力されるデータ形式を指す

2 データの更新頻度について

- ・自治体標準オープンデータセット及び各データの更新頻度は、次表のとおり年1回程度とする。

No.	自治体標準オープンデータセット	データ更新頻度	主な項目
1	AED 設置箇所一覧	年1回程度	設置場所、利用可能時間など
2	介護サービス事業所一覧	年1回程度	名称、提供サービスなど
3	医療機関一覧	年1回程度	名称、種類、診療時間など
4	文化財一覧	年1回程度	名称、分類、営業時間など
5	観光施設一覧	年1回程度	名称、住所、営業時間など
6	イベント一覧	年1回程度	イベント名、説明など
7	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	年1回程度	名称、設置場所、SSID など
8	公衆トイレ一覧	年1回程度	名称、設置場所、総数など
9	消防水利施設一覧	年1回程度	種別、住所など
10	指定緊急避難場所一覧	年1回程度	名称、住所、災害種別など
11	地域・年齢別人口	年1回程度	地域、人口、年代など
12	公共施設一覧	年1回程度	名称、住所、営業時間など
13	子育て施設一覧	年1回程度	名称、住所、営業時間など
14	オープンデータ一覧	年1回程度	名称、概要、形式など
15	防災行政無線設置一覧	年1回程度	施設、住所、連絡先など
16	教育機関一覧	年1回程度	住所、連絡先など
17	公営駐車場一覧	年1回程度	施設、住所、連絡先など
18	公営駐輪場一覧	年1回程度	施設、住所、連絡先など

19	投票所一覧	年1回程度	施設、住所、連絡先など
20	ゴミの分別方法一覧	年1回程度	品目、分別区分、注意点など
21	赤ちゃんの駅	年1回程度	施設、住所、連絡先など
22	ゴミ集積場所一覧	年1回程度	施設、住所、連絡先など
23	観光ポイント	年1回程度	住所、連絡先など